

公害資料編

第1節 環境基準

1 大気汚染に係る環境基準

昭和48年05月08日環境庁告示第025号
改正 平成30年11月19日環境省告示第100号

項目	基準値
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

- (注) 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径10μm以下のものをいう。
- 2 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
- 3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）をいう。
- 4 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 5 環境基準とは、環境基本法に基づき設定される、人の健康を保護し、および生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいう。

■ 大気汚染常時監視測定結果の評価方法

区分	評価方法	対象物質
短期評価	測定を行った日について、1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値または1時間値を環境基準と比較し評価を行う。	二酸化窒素、微小粒子状物質を除く
長期評価	年間にわたる1日平均値の2%除外値（但し、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は非達成とする）について評価を行う。	二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質
	年間にわたる1日平均値の98%値について評価を行う。	二酸化窒素

(注) 1 「2%除外値」とは、1年間に得られた日平均値を値の高い方から低い方に順(降順)に並べたとき、高い方(最高値)から数えて、2%目の日数に1を加えた日数に該当する日平均値。例えば、365個の日平均値がある場合、高い方から数えて2%目に該当する7に1を加えた8番目の日平均値が2%除外値となる。

2 「98%値」とは、1年間に得られた日平均値(欠測日を除く)を、値の低い方から高い方に順(昇順)に並べたとき、低い方から数えて98%目に該当する日平均値。例えば、365個の日平均値がある場合、低い方から98%目に該当するのは、358番目の日平均値となる。

■ 微小粒子状物質測定結果の評価方法

区分	評価方法
短期基準による評価	年間98パーセンタイル値を日平均値として選択し評価を行う。
長期基準による評価	測定結果の1年平均値について評価を行う。

(注) 「パーセンタイル値」とは、率 (percent、%) と下からの順位 (percentile) を意味する。

2 水質汚濁に係る環境基準

（1）人の健康の保護に関する環境基準

昭和46年12月28日環境庁告示第59号

改正 平成31年3月20日環境省告示第46号

改正 令和3年10月7日環境省告示第62号

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
ヒ素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

（注）1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る環境基準については、最高値とする。

- 2 「検出されないこと」とは、指定された測定方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素およびほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素および亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259、亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

（2）生活環境の保全に関する環境基準

①河 川

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	溶存 酸素量 (DO)	浮遊 物質 (SS)	大腸菌数
AA	<ul style="list-style-type: none"> 水道1級（ろ過などによる簡易な浄水操作を行うもの） 自然環境保全（自然探勝などの環境保全）およびA以下の欄に掲げるもの 	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	25mg/L 以下	20CFU /100mL 以下
A	<ul style="list-style-type: none"> 水道2級（沈殿ろ過などによる通常の浄水操作を行うもの） 水産1級（ヤマメ、イワナなど貧腐水性水域の水産生物用ならびに水産2級および水産3級の水産生物用） 水浴およびB以下の欄に掲げるもの 	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	25mg/L 以下	300CFU /100mL 以下
B	<ul style="list-style-type: none"> 水道3級（前処理などを伴う高度の浄水操作を行うもの） 水産2級（サケ科魚類およびアユなど貧腐水性水域の水産生物用および水産3級の水産生物用）およびC以下の欄に掲げるもの 	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	25mg/L 以下	1,000CFU /100mL 以下
C	<ul style="list-style-type: none"> 水産3級（コイ、フナなど、β-中腐水性水域の水産生物用） 工業用水1級（沈殿などによる通常の浄水操作を行うもの）およびD以下の欄に掲げるもの 	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	5mg/L 以上	50mg/L 以下	—
D	<ul style="list-style-type: none"> 工業用水2級（薬品注入などによる高度の浄水操作を行うもの） 農業用水およびEの欄に掲げるもの 	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	100mg/L 以下	—
E	<ul style="list-style-type: none"> 工業用水3級（特殊の浄水操作を行うもの） 環境保全（日常生活（沿岸の遊歩などを含む）において不快感を生じない限度） 	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	2mg/L 以上	ごみなどの浮遊が認められないこと	—

(注) 1 基準値は日間平均値とする。

2 BODの年間評価は75%水質値で評価する。

3 大腸菌数の年間評価は90%水質値で評価する。（湖沼、海域もこれに準ずる）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸およびその塩
生物 A	イワナ、サケマスなど比較的低温域を好む水生生物およびこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）または幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナなど比較的高温域を好む水生生物およびこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物 特B	生物Aまたは生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）または幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

(注) 基準値は年間平均値とする。

②湖 沼(天然湖沼および貯水量が1,000万立方メートル以上かつ水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	溶存 酸素量 (DO)	浮遊 物質 量 (SS)	大腸菌数
AA	<ul style="list-style-type: none"> ・水道1級（ろ過などによる簡易な浄水操作を行うもの） ・水産1級（ヒメマスなど貧栄養湖型の水産生物用ならびに水産2級および水産3級の水産生物用） ・自然環境保全（自然探勝などの環境保全）およびA以下の欄に掲げるもの 	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1mg/L 以下	20CFU /100mL 以下
A	<ul style="list-style-type: none"> ・水道2、3級（沈殿ろ過などによる通常の浄水操作または前処理などを伴う高度の浄水操作を行うもの） ・水産2級（サケ科魚類およびアユなど貧栄養湖型の水産生物用水産3級の水産生物用） ・水浴およびB以下の欄に掲げるもの 	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	7.5mg/L 以上	5mg/L 以下	300CFU /100mL 以下
B	<ul style="list-style-type: none"> ・水産3級（コイ、フナなど富栄養湖型の水産生物用） ・農業用水およびCの欄に掲げるもの 	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	5mg/L 以上	15mg/L 以下	—
C	<ul style="list-style-type: none"> ・工業用水2級（薬品注入などによる高度の浄水操作を行うもの） ・環境保全（日常生活（沿岸の遊歩などを含む）において不快感を生じない限度） 	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	ごみなどの浮遊が認められないこと	—

(注) 1 基準値は日間平均値とする。

2 水産1級、水産2級および水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

3 大腸菌数の年間評価は90%水質値で評価する。

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	・自然環境保全およびⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	・水道 1,2,3 級（特殊なものを除く） ・水産 1 種（サケ科魚類およびアユなどの水産生物用ならびに水産 2 種および水産 3 種の水産生物用） ・水浴およびⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	・水道 3 級（特殊なもの）およびⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	・水産 2 種（ワカサギなどの水産生物用および水産 3 種の水産生物用）およびⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	・水産 3 種（コイ、フナなどの水産生物用） ・工業用水 ・農業用水 ・環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

(注) 1 基準値は年間平均値とする。

2 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸およびその塩
生物 A	イワナ、サケマスなど比較的低温域を好む水生生物およびこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）または幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナなど比較的高温域を好む水生生物およびこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A または生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）または幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

(注) 基準値は年間平均値とする。

③海 域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物など (油分など)
A	<ul style="list-style-type: none"> 水産1級（マダイ、ブリ、ワカメなどの水産生物用および水産2級の水産生物用） 水浴 自然環境保全（自然探勝などの環境保全）およびB以下の欄に掲げるもの 	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100mL 以下	検出され ないこと
B	<ul style="list-style-type: none"> 水産2級（ボラ、ノリなどの水産生物用） 工業用水およびCの欄に掲げるもの 	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出され ないこと
C	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全（沿岸の遊歩など含む日常生活において、不快感を生じない限度） 	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全およびII以下の欄に掲げるもの（水産2種および3種除く） 	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	<ul style="list-style-type: none"> 水産1種（底生魚介類を含め、多様な水産生物がバランスよく、かつ、安定して漁獲される） 水浴およびIII以下の欄に掲げるもの（水産2種および3種除く） 	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	<ul style="list-style-type: none"> 水産2種（一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される）およびIVの欄に掲げるもの（水産3種除く） 	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	<ul style="list-style-type: none"> 水産3種（汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される） 工業用水 生物生息環境保全（年間を通して底生生物が生息できる程度） 	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

- (注) 1 基準値は年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずる恐れがある海域について行う。
 3 大腸菌数の年間評価は90%水質値で評価する。

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸およびその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	00.001mg/L 以下	00.01mg/L 以下
生物 特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）または幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

3 土壌の汚染に係る環境基準

平成 03 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号

改正 令和 2 年 4 月 2 日環境省告示第 44 号

項目	基準値	項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下 米 0.4mg/kg 以下	銅	土壌 125mg/kg 未満	1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下
		ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
有機リン	検出されないこと	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
ひ素	0.01mg/L 以下 土壌 15mg/kg 未満	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下		
P C B	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下		

(注) 1 1mg/L は、検液中の濃度（mg/kg は、農用地での米・土壌の濃度）。

2 カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、セレン、ふっ素およびほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水・地下水の中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき、0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg および 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg および 3mg とする。

3 「検出されないこと」とは、検液を定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4 有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトンおよび EPN をいう。

5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1,5.2 または 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1,5.2 または 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成9年3月13日環境庁告示第10号
改正 令和2年3月30日環境省告示第35号
改正 令和3年10月7日環境省告示第63号

項目	基準値	項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	クロロエチレン	0.002mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
ヒ素	0.01mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	10mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
P C B	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L以下		
四塩化炭素	0.002mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下		

- (注) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る環境基準については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、指定された測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素および亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259、亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

5 ダイオキシン類に係る環境基準

平成11年12月27日環境庁告示第68号
改正 平成21年03月31日環境省告示第11号

媒体	基準値	備考
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L以下	公共用水域および地下水について適用する
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	公共用水域の底質について適用する
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない

- (注) 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値(TEQ)とする。
- 2 大気および水質（水質の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

6 騒音に係る環境基準

生活環境の保全および人の健康に関する環境基準は、地域の類型および時間の区分ごとに次に掲げるとおりである。

平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号

改正 平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A および B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(注) 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

2 AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設などが集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業などの用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域および C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

(注) 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に接近する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

(注) 個別の住居などにおいて騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

7 航空機騒音に係る環境基準

生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持することが望ましい航空機騒音に係る環境基準は、次のとおりとする。

昭和48年12月27日環境庁告示第154号 改正

平成19年12月17日環境省告示第114号

地域の類型	基準値
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

(注) 1 平成25年度から航空機騒音に係る環境基準評価方法が、うるささ指数（WECPNL）から時間帯補正等価騒音レベル（Lden）に変更となった。

2 Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

第2節 指針値・要請限度

1 大気汚染に係る指針値 （環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値：指針値）

平成15年9月30日環境省通知

改正 令和2年8月20日環境省通知

項目	指針値
アクリロニトリル	1年平均値が $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	1年平均値が $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
水銀	1年平均値が $40\text{ngHg}/\text{m}^3$ 以下であること。
ニッケル化合物	1年平均値が $25\text{ngNi}/\text{m}^3$ 以下であること。
クロロホルム	1年平均値が $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,3-ブタジエン	1年平均値が $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
ひ素およびその化合物	1年平均値が $6\text{ng}/\text{m}^3$ 以下であること。
マンガンおよびその化合物	1年平均値が $140\text{ngMn}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化メチル	1年平均値が $94\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
アセトアルデヒド	1年平均値が $120\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

（注）指針値とは、有害性評価にかかるデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価に当たっての指針や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものである。

2 水質汚濁に係る要監視項目および指針値

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域などにおける検出状況などからみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努める物質。

平成 05 年 04 月 28 日環境庁通知

改正 令和 02 年 05 月 28 日環境省通知

項目	公共用水域 指 針 値	地下水指針値	項目	公共用水域 指 針 値	地下水指針値
クロロホルム	0.06mg/L 以下	0.06mg/L 以下	イプロベンホス	0.008mg/L 以下	0.008mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	—	クロルニトロフェン	—	—
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下	0.06mg/L 以下	トルエン	0.6mg/L 以下	0.6mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下	0.2mg/L 以下	キシレン	0.4mg/L 以下	0.4mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下	0.008mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下	0.06mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下	0.005mg/L 以下	ニッケル	—	—
フェニトロチオン	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下	モリブデン	0.07mg/L 以下	0.07mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下	0.04mg/L 以下	アンチモン	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
オキシ銅	0.04mg/L 以下	0.04mg/L 以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	—
クロロタロニル	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下	0.0004mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下	0.008mg/L 以下	全マンガン	0.2mg/L 以下	0.2mg/L 以下
E P N	0.006mg/L 以下	0.006mg/L 以下	ウラン	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
ジクロロボス	0.008mg/L 以下	0.008mg/L 以下	ペルフルオロオクタン スルホン酸(PFOS)	0.00005mg/L	0.00005mg/L
フェノブカルブ	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下	およびペルフルオロ オクタン酸(PFOA)	以下（暫定）※	以下（暫定）※

※ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)およびペルフルオロオクタン酸(PFOA)の指針値については、この二つの合計値とする。

3 自動車騒音に係る要請限度

平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号

区域区分	時間の区分	
	昼間（6～22時）	夜間（22～6時）
a 区域および b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域および c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

（注）上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地境界から 15m、2 車線を越える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間において 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

a 区域：騒音規制法に基づく第 1 種区域・第 2 種区域

（第 2 種区域にあつては、都市計画法による第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域に限る）

b 区域：騒音規制法に基づく第 2 種区域（A 区域を除く）

c 区域：騒音規制法に基づく第 3 種区域・第 4 種区域（両区域とも工業専用地域を除く）

4 道路交通振動に係る要請限度

昭和 63 年北海道告示第 317 号

区域の区分	時間の区分	
	昼間（8～19時）	夜間（19～8時）
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

（注）第 1 種区域：昭和 63 年北海道告示第 317 号（振動規制法に基づく特定工場などにおいて発生する振動および特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定。以下「指定告示」という。）により指定された第 1 種区域とする。

第 2 種区域：指定告示により指定された第 2 種区域とする。

第3節 悪臭物質と規制基準

1 臭気強度に対応する特定悪臭物質濃度

(単位:ppm)

臭気強度 臭気の強さ 特定悪臭物質	1	2	2.5	3	3.5	4	5
	やっと感 知できる におい	何のにおい であるか がわかる 弱いにおい		楽に感知 できる におい		強い におい	強烈な におい
ア ン モ ニ ア	0.1	0.6	1	2	5	10	40
メチルメルカプタン	0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.01	0.03	0.2
硫 化 水 素	0.0005	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7	8
硫 化 メ チ ル	0.0001	0.002	0.01	0.05	0.2	0.8	20
二 硫 化 メ チ ル	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.1	0.3	3
トリメチルアミン	0.0001	0.001	0.005	0.02	0.07	0.2	3
アセトアルデヒド	0.002	0.01	0.05	0.1	0.5	1	10
プロピオンアルデヒド	0.002	0.02	0.05	0.1	0.5	1	10
ノルマルブチルアルデヒド	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.08	0.3	2
イソブチルアルデヒド	0.0009	0.008	0.02	0.07	0.2	0.6	5
ノルマルバレルアルデヒド	0.0007	0.004	0.009	0.02	0.05	0.1	0.6
イソバレルアルデヒド	0.0002	0.001	0.003	0.006	0.01	0.03	0.2
イソブタノール	0.01	0.2	0.9	4	20	70	1,000
酢 酸 エ チ ル	0.3	1	3	7	20	40	200
メチルイソブチルケトン	0.2	0.7	1	3	6	10	50
ト ル エ ン	0.9	5	10	30	60	100	700
ス チ レ ン	0.03	0.2	0.4	0.8	2	4	20
キ シ レ ン	0.1	0.5	1	2	5	10	50
プ ロ ピ オ ン 酸	0.002	0.01	0.03	0.07	0.2	0.4	2
ノ ル マ ル 酪 酸	0.00007	0.0004	0.001	0.002	0.006	0.02	0.09
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0001	0.0005	0.0009	0.002	0.004	0.008	0.04
イ ソ 吉 草 酸	0.00005	0.0004	0.001	0.004	0.01	0.03	0.3

(注) 太線内は法の規制基準の範囲、臭気強度 2.5 は本市の規制基準を示している。

2 北海道の官能試験法による悪臭対策指導要綱による規制

北海道では、事業場から発生する悪臭により周辺の生活環境が損なわれている際の行政指導の効果的な推進を図るため、昭和 59（1984）年に「北海道の官能試験法による悪臭対策指導要綱」を制定した。

この要綱では、官能試験法（悪臭の程度を人の嗅覚により判定する試験法）により求められる臭気指数を指導基準値としており、本市における指導基準値は下表に示すとおりとなっている。

■ 要綱に基づく指導基準値

区 分	指導基準値（臭気指数）
敷地境界	10
気体排出口	30

(注) 気体排出口とは、大気中に悪臭を排出している煙突、換気口などの排出口をいう。

第4節 公害防止協定

1 締結状況(36社と締結)

(令和6（2024）年3月31日現在)

事業者名	協定の種別			協定締結年月	締結事業者の業種
	7者	3者	2者		
北海道電力(株)苫東厚真発電所	○			昭和52年09月 (1977年)	電力
北海道石油共同備蓄(株)北海道事業所	○			昭和55年04月 (1980年)	原油備蓄
(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構	○			昭和56年10月 (1981年)	原油備蓄
いすゞエンジン製造北海道(株)	○			昭和57年06月 (1982年)	自動車用エンジン製造
苫東コールセンター(株)浜厚真事業所	○			昭和58年07月 (1983年)	石炭取扱い
(株)サニックスエナジー苫小牧発電所	○			平成13年04月 (2001年)	電力
アイシン北海道(株)	○			平成18年07月 (2006年)	自動車用部品製造
(株)北海道ダイキアルミ苫小牧工場	○			平成19年09月 (2007年)	アルミニウム二次地金製造
合同酒精(株)苫小牧工場	○			平成20年03月 (2008年)	アルコール製造
(株)ダイナックス苫小牧地区工場	○			平成29年04月 (2017年)	自動車・船舶など部品製造
			○	令和6年2月 (2023年)	
苫東バイオマス発電合同会社	○			令和4年7月 (2022年)	電力
北海道パワーエンジニアリング(株)苫小牧共同火力発電所		○		昭和51年03月 (1976年)	電力
北海道電力(株)苫小牧発電所		○		昭和51年03月 (1976年)	電力
王子製紙(株)苫小牧工場		○		昭和51年03月 (1976年)	紙・パルプ製造
日本製紙(株)白老工場勇払		○		昭和51年03月 (1976年)	紙・パルプ・セルローズパウダー製造
出光興産(株)北海道製油所		○		昭和51年03月 (1976年)	石油精製
JX 金属苫小牧ケミカル(株)苫小牧工場		○		昭和51年03月 (1976年)	産業廃棄物処理
清水鋼鐵(株)苫小牧製鋼所		○		昭和51年03月 (1976年)	鋼材など製造
			○	平成21年06月 (2009年)	

事業者名	協定の種別			協定締結年月	締結事業者の業種
	7者	3者	2者		
北海道曹達(株)苫小牧工場		○		昭和51年03月 (1976年)	液体苛性ソーダなど製造
(株)イワクラ苫小牧臨海工場		○		昭和63年07月 (1988年)	パーティクルボード製造
			○	昭和55年11月 (1980年)	
トヨタ自動車北海道(株)		○		平成03年05月 (1991年)	自動車用部品製造
王子ネピア(株)苫小牧工場		○		平成06年05月 (1944年)	紙製造
石油資源開発(株)LNGプラント		○		平成19年07月 (2007年)	液化天然ガス製造
(株)鈴木商会 EZOECO 事業本部 MUC アルミリファイン		○		平成20年05月 (2008年)	アルミニウム二次地金製造
豊通スメルティングテクノロジー(株)		○		平成20年07月 (2008年)	熔融アルミニウム製造
苫小牧バイオマス発電(株)		○		平成27年01月 (2015年)	電力
勇払エネルギーセンター合同会社		○		令和元年10月 (2019年)	電力
北海道石灰化工(株)苫小牧工場			○	昭和53年01月 (1978年)	生石灰・消石灰製造
岩倉化学工業(株)			○	昭和56年05月 (1981年)	ホルマリン・接着剤製造
大成産業(株)苫小牧工場			○	昭和57年07月 (1982年)	木材加工品製造
(株)トマウェーブ苫小牧工場			○	平成09年04月 (1997年)	肥料製造・廃棄物処理
DIC 北日本ポリマ(株)北海道工場			○	平成10年09月 (1998年)	合成樹脂製造
日本軽金属(株)苫小牧製造所			○	平成14年04月 (2002年)	アルミニウム製品製造
新酸素化学(株)苫小牧工場			○	平成15年06月 (2003年)	過酸化水素水製造
光生アルミ北海道(株)			○	平成20年12月 (2008年)	アルミニウム製品製造
中部飼料(株)北海道工場			○	令和5年11月 (2023年)	飼料製造

2 協定値

（1）7者協定（事業者と北海道・苫小牧市・千歳市・安平町・厚真町・むかわ町が締結）

① 大気に係る協定値

（令和6（2024）年3月31日現在）

事業者名		硫黄酸化物 (m ³ N/h)	窒素酸化物 (m ³ N/h)	ばいじん (kg/h)	塩化水素 (kg/h)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)
北海道電力(株) 苫東厚真発電所	1号機	152	184	39	—	—
	2号機	251	318	94	—	—
	4号機	103	106	22	—	—
いすゞエンジン製造北海道(株)		—	3.2	1.0	—	—
(株)サニックスエナジー 苫小牧発電所	1号機	9.0	38.3	7.65	79.5	0.1
	2号機	9.0	38.3	7.65	79.5	0.1
アイシン北海道(株)		—	10.3	5.5	—	—
(株)北海道ダイキ アルミ苫小牧工場	溶解炉	0.27	0.14	0.18	—	0.9
	回転炉	0.43	0.18	1.00	—	0.9
	5t溶解炉	0.36	0.15	0.12	—	0.9
合同酒精(株)苫小牧工場		3.87	1.90	0.72	—	—
苫東バイオマス発電合同会社		22.4	36.2	40.3	—	—

（注）大気協定値で示す「m³N」は、温度が0℃であって、圧力が1気圧の状況における量に換算した量。

② 水質に係る協定値

（令和6（2024）年3月31日現在）

事業者名	排水量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)		COD (mg/L)		SS (mg/L)		n-ヘキサン 抽出物質 (mg/L)	
			最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均
北海道電力(株) 苫東厚真発電所	4,100 (1,24号機合計)	6.0~ 8.0	—	—	17	—	17	—	1	—
北海道石油共同備蓄(株)北海道事業所	—	—	—	—	20	15	20	15	2	1
(独)石油天然ガス 金属鉱物資源機構	—	—	—	—	20	15	20	15	2	1
いすゞエンジン 製造北海道(株)	300~600 m ³ /日	6.0~ 8.0	25	20	25	20	25	20	5	4
	300m ³ /日 以下	6.0~ 8.0	60	50	60	50	60	50	5	4
苫東コージェネ(株) 浜厚真事業所	—	6.0~ 8.0	—	—	20	—	30	—	—	—
(株)パナソニック - 苫小牧発電所	254	5.8~ 8.6	—	—	30	—	25	—	1	—
アイシン北海道(株)	500	5.8~ 8.6	25	20	25	20	25	20	3	2
合同酒精(株) 苫小牧工場	9,573	5.0~ 9.0	—	—	20	—	30	—	10(植物) 3(鉱物)	—

事業者名	排水量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)		SS (mg/L)		n-ヘキサン 抽出物質 (mg/L)		大腸菌 群数 (個/cm ³)	アンモニア、アンモ ニウム化合物、亜硝 酸および硝酸化合 物 (mg/L)
			最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均		
(株)ダイナックス 苫小牧地区工場	4,000	5.8~ 8.6	80	70	80	70	5	—	3,000	10

（2）3者協定（事業者と北海道・苫小牧市が締結）

① 大気に係る協定値

（令和6（2024）年3月31日現在）

事業者名		硫黄酸化物 (m ³ N/h)	窒素酸化物 (m ³ N/h)	ばいじん (kg/h)	塩化水素 (kg/h)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)
北海道パワーエンジニアリング(株) 苫小牧共同火力発電所	年平均排出量	290	88	11	—	—
	日平均排出量	415	125	15	—	—
北海道電力(株)苫小牧発電所	年平均排出量	170	110	10	—	—
	日平均排出量	215	138	13	—	—
王子製紙(株)苫小牧工場	年平均排出量	420	270	90	—	—
	日平均排出量	470	300	100	—	—
	1号スラッシュ ボイラー	—	—	—	17	1.0
	6号ボイラー	—	—	—	330	0.1
出光興産(株)北海道製油所	年平均排出量	306	160	45	—	—
	日平均排出量	340	167	50	—	—
JX 金属苫小牧ケミカル(株) 苫小牧工場	年平均排出量	2.0	7.0	2.0	—	—
	日平均排出量	3.0	8.0	3.0	—	—
清水鋼鐵(株)苫小牧製鋼所	年平均排出量	1.7	1.3	2.0	—	—
	日平均排出量	2.0	1.5	2.5	—	—
北海道曹達(株)苫小牧工場	年平均排出量	1.61	4.85	1.94	—	—
	日平均排出量	1.62	4.96	1.96	—	—
	3号ボイラー	—	—	—	3.34	5

事業者名		硫酸化物 (m ³ N/h)	窒素酸化物 (m ³ N/h)	ばいじん (kg/h)	塩化水素 (kg/h)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	
(株)イワクラ 苫小牧臨海工場	年平均排出量	1.2	5.2	7.8	—	—	
	日平均排出量	1.7	8.1	13.0	—	—	
トヨタ自動車北海道(株)	年平均排出量	15.3	22.7	19.7	—	—	
	日平均排出量	25.1	29.7	28.5	—	—	
王子ネピア(株)苫小牧工場	年平均排出量	—	7.1	2.4	—	—	
	日平均排出量	—	7.1	2.4	—	—	
石油資源開発(株) LNG プラント	年平均排出量	—	8.92	—	—	—	
	日平均排出量	—	9.32	—	—	—	
(株)鈴木商会 EZOECO 事業本部 MUC アルミリファイン	年平均排出量	1.42	1.46	6.26	—	—	
	日平均排出量	反 射 炉	0.65	0.69	2.58	—	0.90
		3t 回 転 炉	0.35	0.34	2.04	—	0.90
		5t 回 転 炉	0.42	0.43	1.64	—	0.90
豊通スメルティング テクノロジー(株) 北海道工場	年平均排出量	—	0.90	2.5	—	—	
	日平均排出量	No.1 溶解 保 持 炉	—	0.29	0.12	—	0.90
		No.2 溶解 保 持 炉	—	0.29	0.12	—	0.90
		No.3 溶解 保 持 炉	—	0.29	0.12	—	0.90
		集 塵 機	—	—	2.1	—	0.90
苫小牧バイオマス発電(株)	年平均排出量	—	6.6	7.5	—	—	
	日平均排出量	—	7.1	8.2	—	—	
勇払エネルギーセンター 合同会社	年平均排出量	—	68.0	46.0	—	—	
	日平均排出量	—	85.0	51.0	—	—	

② 水質に係る協定値

(令和6（2024）年3月31日現在)

事業者名	排水量 (千 m ³ /日)	pH	COD (mg/L)			SS (mg/L)		n-ヘキサン 抽出物質 (mg/L)
			最大	日間平均	汚泥負荷量 (kg/日)	最大	日間平均	最大
北海道パワー エンジニアリング(株)	港内 1.9 太平洋 1.0	5.0~9.0	20	10	19	20	15	5
王子製紙(株) 苫小牧工場	434	5.0~9.0	160	120	52,080	90	70	—
日本製紙(株) 白老工場勇払	118.0	5.0~9.0	160	100	11,800	90	60	—
出光興産(株) 北海道製油所	602.5	5.0~9.0	10	8	4,820	20	12	5
JX 金属苫小牧 ケミカル(株)	4	5.0~9.0	30	22	90	25	18	1.2
北海道曹達(株) 苫小牧工場	7.23	5.0~9.0	7	5	37	17	10	5
トヨタ自動車 北海道(株)	3	6.0~8.0	25	20	60	25	20	4
王子ネピア(株) 苫小牧工場	18	5.0~9.0	160	120	2,160	70	50	—

（3）2者協定（事業者と苫小牧市が締結）

① 大気に係る協定値

（令和6（2024）年3月31日現在）

事業者名		硫黄酸化物	窒素酸化物	ばいじん	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	
北海道石灰化工(株) 苫小牧工場	年間排出量	—	7,930 m ³ N/年	3,500 kg/年	—	
	1時間値	メルツ炉	—	1.67 m ³ N/時	4.39 kg/時	—
		コマ炉	—	0.27 m ³ N/時	0.50 kg/時	—
大成産業(株) 苫小牧工場	年間排出量	—	1,600 m ³ N/年	12,500 kg/年	—	
	1時間値	—	2.04 m ³ N/時	2.91 kg/時	—	
(株)トマウェーブ 苫小牧工場	年間排出量	10,005 Nm ³ /年	6,641 m ³ N/年	8,516 kg/年	—	
	1時間値	3.51 Nm ³ /時	2.11 m ³ N/時	2.70 kg/時	—	
新酸素化学(株) 苫小牧工場	年間排出量	—	10,400 m ³ N/年	—	—	
	1時間値	—	1.28 m ³ N/時	—	—	
光生アルミ 北海道(株)	年間排出量	—	2,580 m ³ N/年	7,570 kg/年	—	
	1時間値	2t 溶解炉	—	0.40 m ³ N/時	1.19 kg/時	0.90
		1t 溶解炉	—	0.31 m ³ N/時	0.56 kg/時	0.90
中部飼料(株) 北海道工場	年間排出量	—	4,223 m ³ N/年	20,526 kg/年	—	
	1時間値	—	0.48 m ³ N/時	2.34 kg/時	—	
(株)ダイナックス 苫小牧地区工場	年間排出量	—	29,025 m ³ N/年	23.1 t/年	—	
	1時間値	—	3.36 m ³ N/時	2.67 kg/時	—	

② 水質に係る協定値

（令和6（2024）年3月31日現在）

事業者名	排水量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	n-ヘキサン 抽出物質 (mg/L)	フェノール類 (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)
(株)イワクラ 苫小牧臨海工場	354	5.0~9.0	—	10	05	—	—	350
岩倉化学工業(株)	1,072	5.0~9.0	—	5	5	5	—	3,000
DIC 北日本ポリマ(株) 北海道工場	776	5.0~9.0	—	25	15	5	1	3,000
日本軽金属(株) 苫小牧製造所	9,000	5.0~9.0	—	20	30	5	—	3,000
清水鋼鐵(株) 苫小牧製鋼所	380	5.0~9.0	—	20	30	5	—	—